

10. サイン計画 1

市庁舎のサイン計画では、来庁者が快適に施設を利用できる計画を目指します。

計画を満たす上で最も重要なことが「何がこの施設のサインなのか?」を早い段階で来庁者に伝えることです。

庁舎全体のサインの形状、書体、記号、色彩などについて、統一したデザインコードを設定することによって

来庁者が認識しやすいサインとなり、目的の場所へのスムーズな案内を可能とします。

また、必要な情報を正確に得ることができるよう、表示内容を精査し、設置箇所に適したサイズとすることで、

直感的でわかりやすいユニバーサル・デザインに沿ったサイン計画となります。

1 情報をシンプルに直感的に伝える



形状を統一した例

2 全体に統一感がありシステム化されている



色を統一した例

3 サインが建築・内装デザインと調和している



素材を統一した例

使用書体について

読みやすさを優先して、字母の大きいゴシック体を使用します。また、字間をややアキ気味、行間もアキ気味で文字を組むことで、遠方からでも読みやすい文字組とします。サインの種類、設置場所、表示内容から適切な太さの文字で表示します。

ピクトグラム(絵文字)について

直感的に情報を理解するのにピクトグラムは有効です。また、子どもや外国人など文字を理解しにくい方にとっても有効な手段です。建築デザイン、内装デザインを考慮して空間と調和したピクトグラムを使います。

サインの表示について

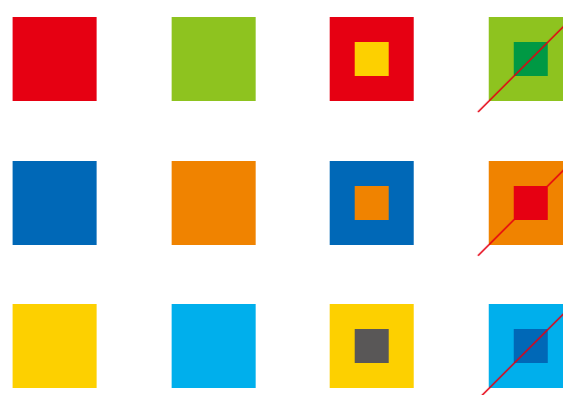
色・アルファベット・数字を使うことによって、外国人の方や色盲の方にも直感的にわかるようなサイン表示とします。

また、文字はシート切文字とすることで貼り替え・更新可能な仕様とします。



色について

多くの窓口を色によって区別します。色はできるだけ赤や青といった、言語化できる色を使用し、組みあわせた時に見にくい組み合わせはできるだけ避けるようにします。また色覚障害者を考慮し、仮に色が判別できなくても、文字などで補足し機能するサインとします。



基本構想

P.18【機能整備の方針6】 わかりやすい案内の整備

□ 案内表示

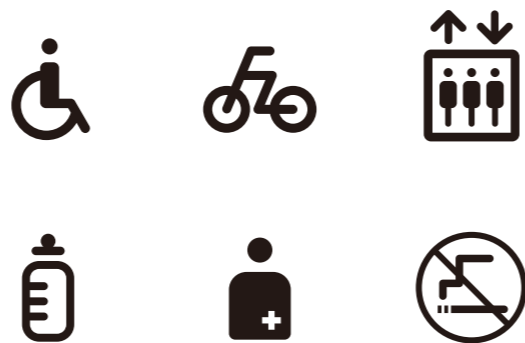
・案内は、標準化を図るとともに、組織改正にも柔軟に対応できる形式を検討します。

・また、案内版等に採用する色彩について、わかりやすい配色となるよう工夫します。

■案内表示(ピクトグラム)の例



案内表示にピクトグラムを効果的に利用(松山市役所/愛媛県)



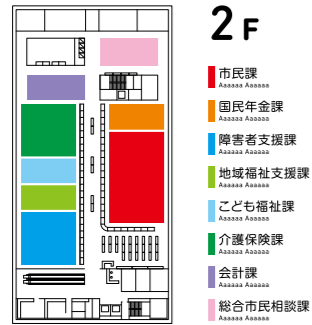
10. サイン計画 2

窓口サイン

色による明確なゾーニングと、記号や文字を効果的に使うことによって、直感的でわかりやすい窓口とします。

1 総合案内マップ

総合案内のマップでは、色分けをはっきりと出して目的の課の位置を知らせます。



2 柱サイン

遠くから認識できるように、柱を使ってサインを表示します

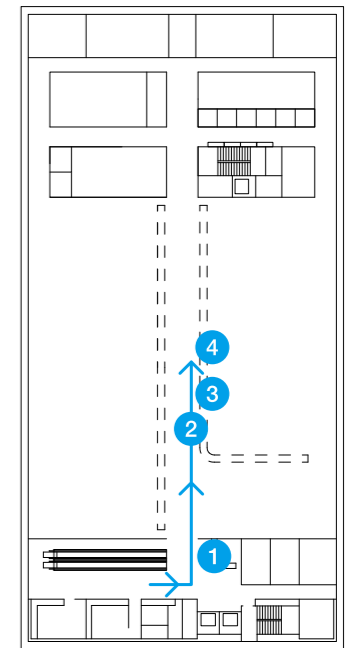
3 窓口 仕切り板サイン

進行方向に対して垂直に並ぶ仕切り板はプライバシーを保護するだけでなく、窓口の色分けとして機能します。

4 窓口スペース上部サイン

カウンターの上部にサインを設置して、各窓口の位置を明確に伝えます。

【2Fでのサイン動線例】



外構サイン

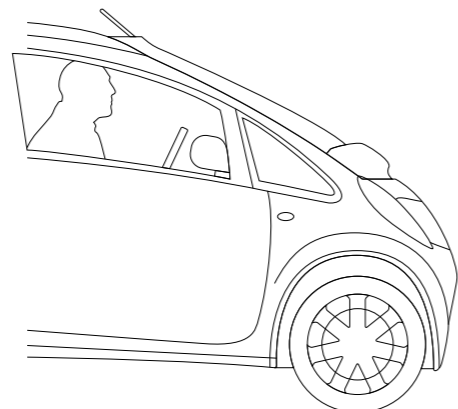
1 案内標識

市役所前の交差点では、案内標識での駐車場誘導を協議します



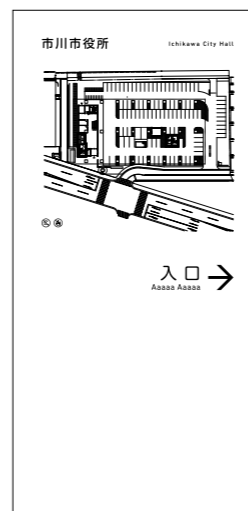
2 駐車場入口サイン

駐車場・バイク置場入口に、車両にとって見やすい高さ・位置のサインを設置します。



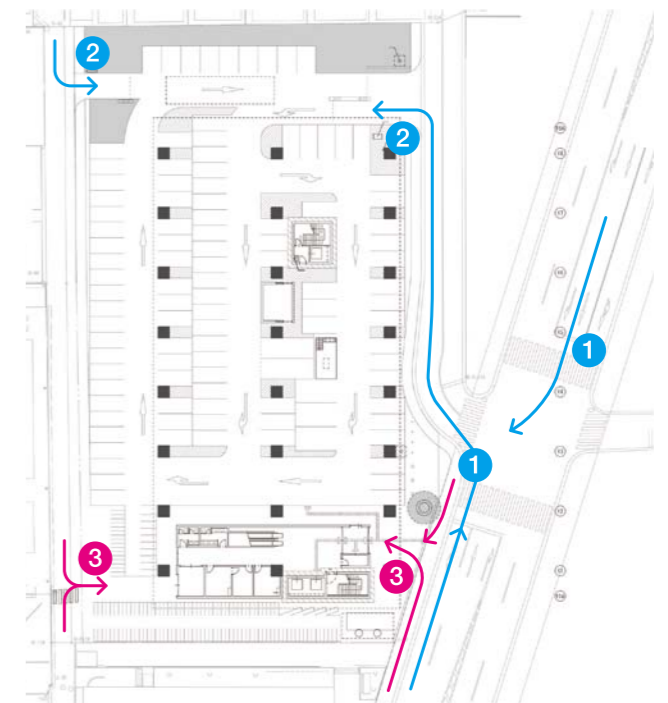
3 総合案内サイン

正面玄関入口や駐輪場などの位置を示した、総合案内板を歩道からわかりやすい位置に設けます。



【主な外構サインの配置】

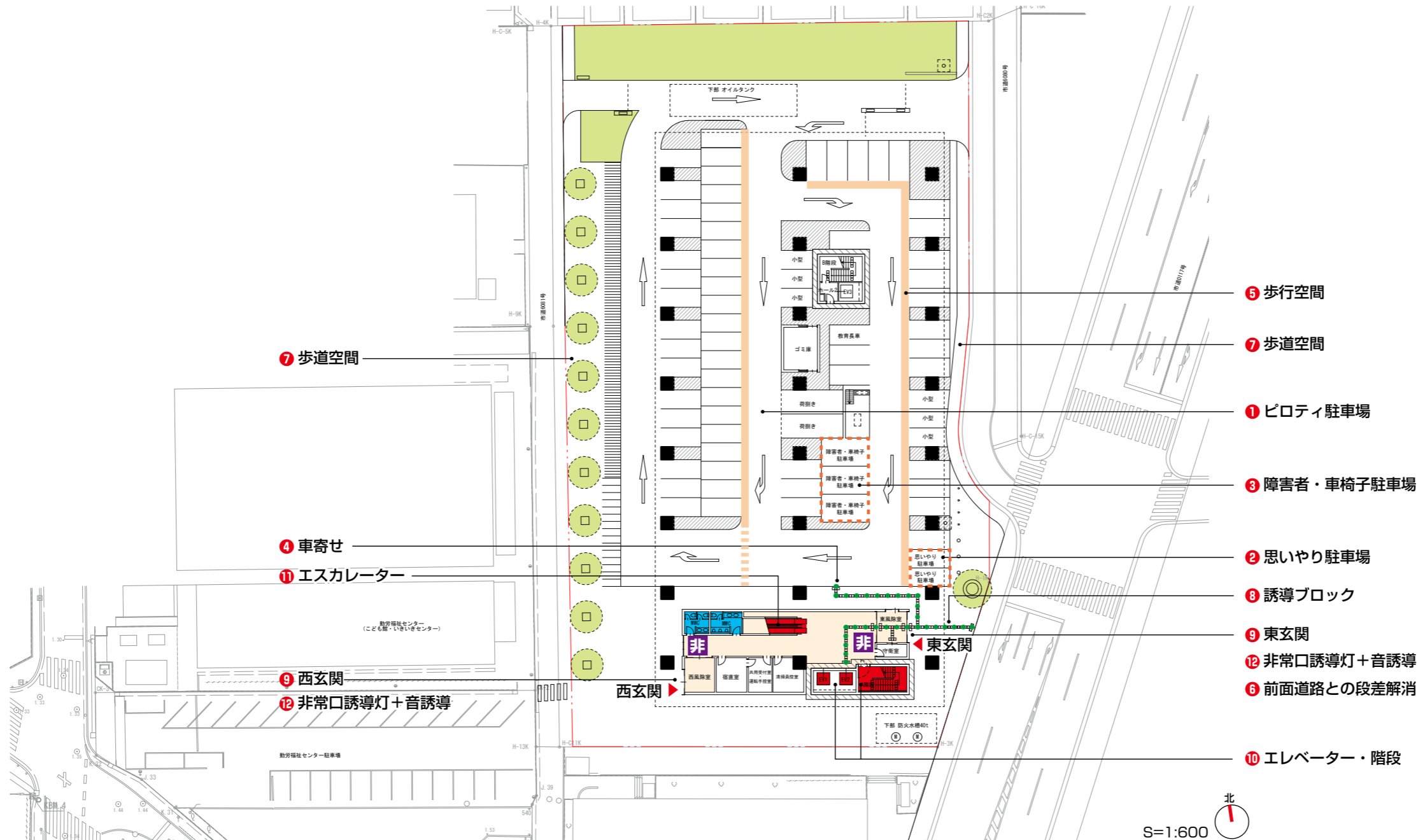
— 車両 — 歩行者



11. ユニバーサルデザイン計画 1

年齢、性別、障がいの有無、国籍によらず、誰にとっても分かりやすく、安全で、使いやすいユニバーサルデザインによる庁舎を目指します。また、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の誘導基準および「千葉県福祉のまちづくり条例」を満たす計画とします。

1. 建物の東西に玄関を設け、建物に「すぐに入れる」配置計画とします。
2. 建物の南側に、エレベータ・階段・トイレを設け、中央に通路を設けた「分かりやすい」平面計画とします。
3. 様々な方の利用に対応した、窓口カウンター・トイレ・サインなどを導入し、誰にとっても「使いやすい」施設とします。



配置図兼 1 階平面図

- 1 ピロティ駐車場：**
新庁舎時は 74 台、仮本庁舎は 106 台の駐車スペースを確保した計画とします。
- 2 思いやり駐車スペース：**
高齢者や妊産婦など、歩行が困難な方のために、優先的に利用できる計画とし、東玄関付近に 2 台設けます。
- 3 障害者・車椅子用駐車スペース：**
東玄関付近に 3 台設けます。
- 4 車寄（ピロティ）：**
ピロティに設置し、雨に濡れずに建物内に入ることの出来る計画とします。
- 5 歩行空間：**
歩行者が車との接触を避けるため、床にサインや色分け等によって歩行空間を表示する計画とします。
- 6 前面歩道との段差解消：**
車椅子利用者や体の不自由な方が、容易に出入りできるよう、出入り口は出来る限り

- 緩やかな勾配とした計画とします。
- 7 歩道空間：**
誰もが歩きやすいよう、幅員 1.5 m を確保します。
- 8 誘導ブロック：**
視覚障がい者が安全かつ容易に、受付カウンターに行けるようにするため、車寄、市道 0117 号から連続するように配置します。
- 9 東西玄関：**
多くの来庁者が容易に出入りができるように玄関の扉を自動ドアにする等、障害者の人にも配慮した計画とします。
- 10 エレベータ・階段：**
・東西玄関から分かりやすい位置に設けます。
・扉開口部に非接触型のセンサーを設けます。
・車椅子（子ども）用の操作盤を設けます。
・操作盤には点字文字を併記します。
・音声案内を設けます。
・手摺を設けます。
- 11 エスカレーター：**
上下移動の負担を解消するため、1～2階にエスカレータを設けます。
- 12 非常口誘導灯+音誘導：**
災害の発生を早期に認識し、安全に出口に向かう事が出来るようにするため、各玄関に設けます。

緩やかな勾配とした計画とします。

- 7 歩道空間：**
誰もが歩きやすいよう、幅員 1.5 m を確保します。

- 8 誘導ブロック：**
視覚障がい者が安全かつ容易に、受付カウンターに行けるようにするため、車寄、市道 0117 号から連続するように配置します。

- 10 エレベータ・階段：**
・東西玄関から分かりやすい位置に設けます。
・扉開口部に非接触型のセンサーを設けます。
・車椅子（子ども）用の操作盤を設けます。
・操作盤には点字文字を併記します。
・音声案内を設けます。
・手摺を設けます。

・エレベータチェアを向かって右奥に設けます。

- 11 エスカレータ：**
上下移動の負担を解消するため、1～2階にエスカレータを設けます。

- 12 非常口誘導灯+音誘導：**
災害の発生を早期に認識し、安全に出口に向かう事が出来るようにするため、各玄関に設けます。

基本構想

P. 16【機能整備の方針 5】 利用しやすい設備の整備

- **トイレ**
・ユニバーサルデザインの考え方に基づいた『誰でもトイレ』を、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の「誘導基準」に基づき設置します。

P. 18【機能整備の方針 6】 わかりやすい案内の整備

- **総合案内**
・庁舎出入口及び 1 階の総合窓口のフロア内に総合案内を設置し、『案内係（コンシェルジュ）』を配置します。

- ・案内係（コンシェルジュ）は、目的に応じた窓口や手続きへの案内、複数の手続きが必要な場合の手助け、申請書等の記入補助等、窓口で迷うことなく、快適に用件を済ませることが出来るようなサポートを行うことを目指します。

- ・外国人へのわかりやすい案内も考慮し、外国人へ手続きの案内、情報提供、各種相談に対応できる窓口も設置します。

□ 案内表示

- ・案内は、標準化を図るとともに、組織改正にも柔軟に対応できる形式を検討します。

- ・また、案内版等に採用する色彩について、わかりやすい配色となるよう工夫します。

■案内表示（ピクトグラム）の例



エレベーター

トイレ



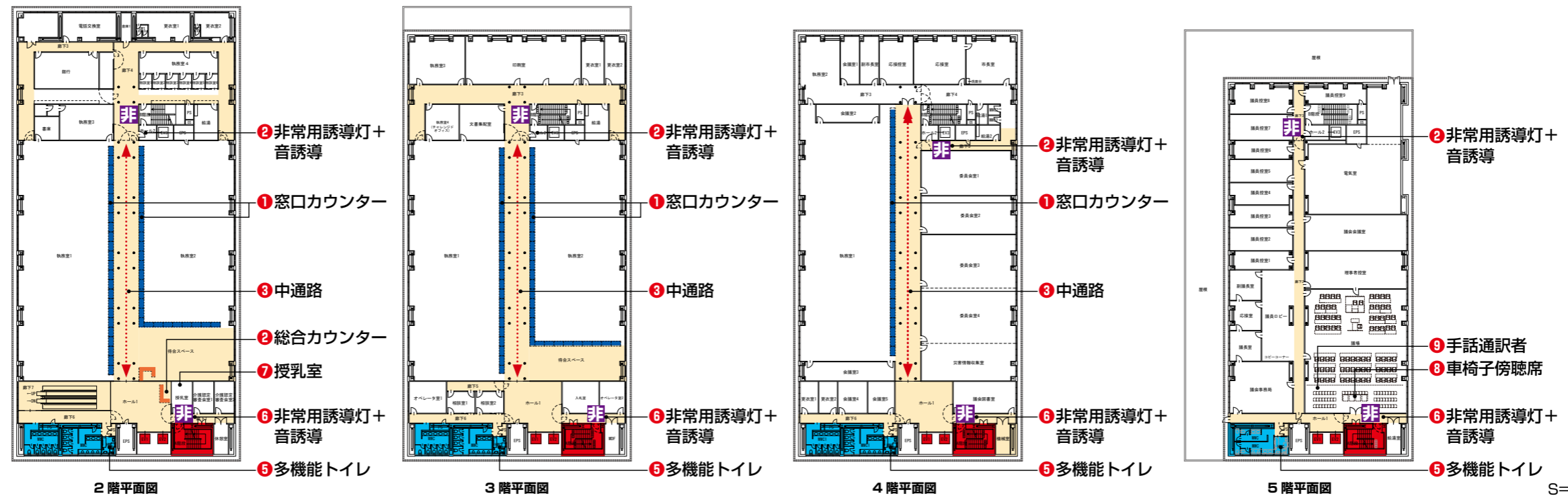
案内表示にピクトグラムを効果的に利用（松山市役所／愛媛県）

11. ユニバーサルデザイン計画 2

□新第2庁舎



□仮本庁舎



北
S=1:800

① 窓口カウンター：
車椅子利用者にも配慮した計画とします。

② 総合案内カウンター（館内全体）：
正面玄関から分かりやすい位置に設けます。

③ 中通路：
誰もが支障なく移動ができる幅員を確保します。

④ サイン（共通）：
誰もが見やすく・分かりやすくするため、大きさや色彩に配慮した計画とします。

⑤ 多機能トイレ：
2～5階に多機能トイレを設けた計画とします。

⑥ 非常口誘導灯+音誘導（各階共通）：
災害の発生を早期に認識し、安全に出口に向かう事が出来るようにするため、避難出口（階段の出口）に設けます。

⑦ 授乳室：
子供づれの来庁者が、安心して手続きや相談ができるよう、授乳室を設けます。

⑧ 車椅子用傍聴席：
車椅子利用者の方の傍聴席を中央に設けます。

⑨ 手話通訳者：
傍聴席の左側前面に手話通訳者のスペースを設けます。